

福岡県医発第1244号(保)
平成16年10月15日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



医療用具の保険適用について

標記の件につきまして、平成16年9月30日付保医発第0930001号厚生労働省保険局医療課長通知により、平成16年10月1日から新たに保険適用となった医療用具（「区分A2」および「区分B」）が示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、「区分A2」および「区分B」の定義につきましては下記のとおりです。

記

A2： 当該医療用具を用いた技術が、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成6年3月厚生省告示第54号）に掲げられている項目のうち特定のものにおいて評価され、保険診療で利用できる別に定める特定診療報酬算定医療用具の区分（「特定診療報酬算定医療用具の定義等について」（平成16年3月5日付保医発第0305006号））のいずれかに該当するもの。（C1、C2に相当しないもの）

B： 当該医療用具が、特定保険医療材料およびその材料価格（材料価格基準）（平成16年3月5日厚生労働省告示第81号）に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの。（C1、C2に相当しないもの）

小郡三井医師会より
上記資料が参っております。（31ページ） 必要な方は当医師会事務局へ
ご連絡ください。

担当理事 友清 明